

# デジタルを活用した地域見守りサービス包括連携協定締結候補事業者選定実施要領

## 第1章 総則

### (主旨)

第1条 本実施要領は、焼津市（以下「本市」という。）が、デジタル技術を活用した地域見守りサービス包括連携協定締結候補事業者（以下「協定締結候補事業者」という。）を、公平かつ公正に選定するため、必要な事項を定めるものとする。

### (位置付け)

第2条 本件は、業務委託契約の締結又は対価の支払いを目的とするものではなく、市と民間事業者がそれぞれの役割のもと連携し、デジタルを活用した地域見守りサービスの検討及び段階的な実装を進めるための包括的な連携関係を構築することを目的として、包括連携協定を締結する候補事業者を選定するものである。

- 2 本取組は、令和8年度から令和11年度までを計画期間とする第2期焼津市DX推進計画におけるリーディングプロジェクト「スマートシティYAIZU」の取組の一環として位置付けており、当該計画の趣旨及び方向性を踏まえた中期的な視点のもと、官民が連携しながら、検討及び実装を進めていくものである。
- 3 協定締結事業者は、焼津市スマートシティ推進協議会に参画し、本市及び地域事業者等と連携しながら、ワーキンググループ活動等を通じた意見交換や情報共有を行い、本取組に関する検討を進めることを想定する。
- 4 本件に基づく選定は、特定の事業又はサービスの実施を確約するものではなく、協定締結後の具体的な取組内容については、協議により別途定めるものとする。

### (取組の背景及び目的)

第3条 本市では、地域ぐるみの子どもの見守り活動が、不審者事案の抑止等に一定の効果を発揮している一方、地域幸福度調査からは、防犯や見守りに対する安心感が他都市と比較して十分とは言えない状況にあることが示唆されている。また、子育て世代へのアンケートからは、子どもを犯罪等から守る取組に対するニーズが高いことが明らかとなっている。

- 2 今後の人口減少や高齢化の進行により、地域活動の担い手の減少が見込まれる中、従来の人手に依存した取組のみでは、その維持・継続が困難となることが想定される。
- 3 本市の小学校数は13校、学級数は242学級、児童数は6,091人（令和7年5月1日現在）であり、市内全域を対象とした見守りの取組を検討するにあたっては、学校現場に過度な恒常的業務負担が生じないよう十分に配慮しつつ、制度設計や運用方法を検討する必要がある。
- 4 そのため、既存の地域の子どもの見守り活動を補完する手段として、民間事業者が有するデジタル技術やノウハウを活用し、官民が連携して新たな地域見守りの仕組みを構築することを本取組の目的とする。
- 5 また、子どもの見守りを起点として、市内全域で展開可能な形で実装を検討するとともに、その状況や効果を踏まえ、将来的には高齢者等、他分野への展開についても、検討の対象とする。

## 第2章 募集及び提出手続

### (募集)

第4条 本市は、協定締結候補事業者を公募により募集する。

2 本件の所管は次のとおりとする。

焼津市役所行政経営部DX推進課 スマートシティ推進室

〒425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号

TEL : 054-626-9414 FAX : 054-626-2183

E-mail : digital@city.yaizu.lg.jp

### (参加資格)

第5条 本件に参加することができる者は、協定締結の相手方として適切な体制及び継続的な活動能力を有する法人又は個人事業者であつて、次のいずれにも該当しない者とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者

(2) 会社更生法又は民事再生法に基づく手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定を受けた者を除く。）

(3) 破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

(4) 金融機関の取引停止処分を受けている者

(5) 解散又は廃業した法人又は廃業した個人

(6) 焼津市競争入札参加資格停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者

(7) 法人税、消費税及び地方消費税又は焼津市が課する税を滞納している者

(8) 次のいずれかに該当する者

ア 役員等が暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

イ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 暴力団又は暴力団員等を不正に利用していると認められる者

エ 暴力団又は暴力団員等に資金提供その他の便宜供与を行っている者

オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

### (選定スケジュール)

第6条 本件の選定スケジュールは、次のとおりとする。

(1) 実施要領の閲覧開始：2月13日（金）

(2) 質問書の受付期間：2月13日（金）～2月20日（金）午後5時必着

(3) 参加表明書の提出期限：2月20日（金）午後5時必着

(4) 参加資格決定通知の送付・質問書への回答：2月24日（火）

(5) 企画提案書等の提出期限：3月6日（金）午後5時必着

(6) 審査結果通知：3月中旬

2 本市は、選定後に協定締結候補事業者と連携内容等について協議を行い、協議が整った場合に限り、令和8年4月以降に包括連携協定を締結することを想定する。

### (実施要領等の閲覧)

第7条 本実施要領、評価基準及び提出様式は、本市ホームページに掲載する。

#### (参加表明)

第8条 本件に参加しようとする者は、次に定めるところにより、参加表明書等を提出しなければならない。

2 提出期限、提出場所及び提出方法は、次のとおりとする。

- (1) 提出期間 第6条第2号に定める期間とする。
- (2) 提出場所 第4条第2項に定める所管部署とする。
- (3) 提出方法 持参又は郵送によるものとする。

3 本件に参加しようとする者は、次の各号の書類を提出すること。

- (1) 参加表明書（様式第1号）
- (2) 会社概要（様式第2号）及び会社パンフレット等
- (3) 法人・商業登記現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（写し可。発行日より3カ月以内のもの。）
- (4) 財務諸表（写し可。貸借対照表、損益計算書及び株主（社員）資本等変動計算書。いずれも終了した直近の事業年度のもの。）
- (5) 納税証明書（写し可。法人税、消費税及び地方税について未納がないことを証明するもの。税務署様式その3又はその3の3。）
- (6) 印鑑証明書（代表者印の印鑑証明書。発行日より3カ月以内のもの。）

※なお、焼津市競争入札参加者の資格に関する要綱（平成23年焼津市告示第310号）に基づき、有資格者名簿に登録をしている者は、上記（3）～（6）を省略することができる。

4 参加表明書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。

#### (参加表明後の辞退)

第9条 参加表明書提出後に参加を取りやめる場合は、様式第6号「参加辞退届」を令和8年3月6日（金）午後5時までに、第4条第2項に定める所管部署へ提出すること。

2 参加辞退は自由とし、これを理由として、以後において不利益な取扱いを行わない。

#### (質問の受付及び回答)

第10条 本件に関する質問は、様式第5号「質問書」により、参加表明の提出期限までに電子メールで、第4条第2項に定める所管部署へ提出すること。

2 質問に対する回答は、本市が参加表明書等の内容を確認した後、参加資格を有すると認められた事業者に対して、同一の内容を電子メールにより通知する。

#### (企画提案書等の提出)

第11条 参加表明を行った者は、次に掲げる書類を、電子メールにより第4条第2項に定める所管部署へ提出し、必ず電話による到達確認を行うこと。

- (1) 企画提案書
  - (2) その他、本市が求める書類（必要な場合は指示する）
- 2 企画提案書のかがみには、様式第4号「企画提案書」を使用すること。
- 3 提出期限は、第6条第1項第5号のとおりとする。

#### (企画提案に当たっての留意事項)

第12条 企画提案に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

- (1) 企画提案書は、本市での印刷を想定し、A4判（横）30ページ以内（様式第5号及び非機能要件に関する資料は含まない。）で作成すること。また、各ページの下部にページ番号を記載すること。
- (2) 焼津市の担当職員以外の職員が、提案者による説明がなくても内容を理解できるよう、分かりやすい記載とすること。
- (3) 企画提案書の記載に当たっては、別表「評価基準」に示す項目順に、評価の視点を踏まえて記載すること。
- (4) 次のいずれかに該当する場合は、当該提案を失格又は無効とすることがある。
- ア 本実施要領に定める手続によらず、関係者に対して、直接又は間接に、不当な接触を求めた場合
  - イ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
  - ウ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
  - エ 企画提案書等に虚偽の記載を行った場合
  - オ 審査終了後に、参加資格を満たしていない事実が判明した場合
  - カ その他、評価結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- (5) 企画提案書等の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利に関する責任は、すべて提案者において負うものとする。
- (6) 提案者は、複数の企画提案書等を提出することはできない。
- (7) 提出期限後における提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。
- (8) 参加表明書を提出した場合であっても、企画提案書等の提出がなされない場合は、辞退したものとみなす。

#### （企画提案内容）

- 第13条 企画提案書には、別表「評価基準」に示す主な評価の視点を基に、記載を求める内容について、当該別表に記載された順序に従い、漏れなく記載すること。
- 2 本取組では、見守りを目的としたサービスとして、BLE（Bluetooth Low Energy）を活用した仕組みを想定しているが、提案に当たっては、目的の達成に資する技術や手法について、柔軟な提案を妨げるものではない。
- 3 本取組では、緊急時に限り、本市が必要な範囲においてサービス上の必要な情報を確認する運用を想定している。このため、非機能要件に関する資料（サービスの可用性、情報セキュリティ、アクセス制御等に関する基本的な考え方及び運用イメージが分かるもの）を企画提案書とは別に提出すること。
- 4 前項の資料は、参考資料として提出を求めるものであり、個別の運用条件や責任分担を確定するものではない。

#### （費用の負担）

- 第14条 本件への参加に要する費用（企画提案書の作成、提出等に要する費用を含む。）は、すべて提案者の負担とする。

#### （情報の取扱い）

- 第15条 提出された企画提案書等は、焼津市情報公開条例（平成18年焼津市条例第2号）に基

づき、情報公開の対象となる場合がある。

### 第3章 審査及び選定

#### (選定委員会)

第16条 協定締結候補事業者の選定に当たっては、焼津市職員で構成する選定委員会を設置する。

- 2 選定委員会は、提出された企画提案書等について、公平かつ客観的に審査する。

#### (審査方法)

第17条 審査は、提出された企画提案書等に基づく書面審査を原則とする。

- 2 本市は、必要に応じて、提案内容の理解を深めるため、プレゼンテーションを実施する場合がある。この場合の日時等は、別途通知する。

#### (審査及び選定)

第18条 選定委員会は、別表「評価基準」に基づき提出された企画提案書等の審査を行う。

- 2 前項の審査に先立ち、別表「評価基準」に示す基本事項（サービス概要、情報セキュリティ及び個人情報・プライバシー保護等）について、適否の判定を行うものとし、適と判断されない提案は、以後の評価及び選定の対象としない。
- 3 前項により適と判定された提案については、別表「評価基準」に基づき、各委員が採点を行う。
- 4 各委員の評価点数の合計が、合計満点の6割に満たない提案は、選定の対象としない。
- 5 前項の要件を満たした提案のうち、各委員の評価点数の合計が最も高い提案者を協定締結候補事業者として選定する。
- 6 評価点数の合計が同点となる提案者が複数ある場合は、選定委員会における審議により、包括連携協定締結候補事業者を決定する。
- 7 提案者が1者のみの場合であっても、当該提案の評価点数の合計が、合計満点の6割以上である場合は、協定締結候補事業者として選定する。

#### (選定結果の通知)

第19条 本市は、選定結果を提案者に通知する。